

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月30日
【会社名】	日本板硝子株式会社
【英訳名】	Nippon Sheet Glass Company, Limited
【代表者の役職氏名】	取締役代表執行役社長兼CEO 細沼 宗浩
【本店の所在の場所】	東京都港区三田三丁目5番27号
【電話番号】	03-5443-9523
【事務連絡者氏名】	経理部 宮田 昌大
【最寄りの連絡場所】	東京都港区三田三丁目5番27号
【電話番号】	03-5443-9523
【事務連絡者氏名】	経理部 宮田 昌大
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 164,999,999,700円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年3月24日付けで提出した有価証券届出書について、必要な訂正をするため、また、記載事項の誤記を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

##### 1 新規発行株式

#### 第3 第三者割当の場合の特記事項

##### 1 割当予定先の状況

##### c . 割当予定先の選定理由

##### 7 株式併合等の予定の有無及び内容

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示しております。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

（訂正前）

種類	発行数	内容
普通株式	366,666,666株	完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

（注）1 本有価証券届出書による新規発行株式（以下「本新株式」といいます。）の発行（以下「本第三者割当」といいます。）は、2026年3月24日付の当社取締役会決議によります。

なお、本第三者割当は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、2026年6月下旬開催予定の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において本第三者割当の実施に必要な議案（本第三者割当の実施に必要な当社の発行可能株式総数の増加のための定款の一部変更に係る議案を含みます。以下「本第三者割当関連議案」といいます。）、及び当社普通株式122,222,222株を1株に併合し当社の株主を割当予定先のみとする株式併合（以下「本株式併合」といいます。）に係る議案及び単元株式数の定め廃止に関する定款の一部変更に係る議案（以下、本第三者割当関連議案と併せて「本定時株主総会付議案」といいます。）が承認されること、並びに本第三者割当の実行について必要とされる各国の競争当局の企業結合に関する届出許可等、各国の関係当局の許認可等が得られることを含む本前提条件（下記「第3 第三者割当の場合の特記事項」の「1 割当予定先の状況」の「c. 割当予定先の選定理由」の「(1) 本第三者割当に至る経緯」の「関連契約の主要な合意事項」の「(ア) 割当予定先との本株式引受契約」に定義します。）が充足されること（又は放棄されていること）を条件としています。

2 本第三者割当に伴い発行される本新株式366,666,666株（議決権数3,666,666個）は、2026年2月27日現在の当社の発行済普通株式総数104,066,552株（議決権数1,040,665個）にUDSコーポレート・メザニン3号投資事業有限責任組合及びUDSコーポレート・メザニン4号投資事業有限責任組合（以下「UDSファンド」と総称します。）及びジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第弐号投資事業有限責任組合（以下「JISファンド」といいます。）がその保有するA種種類株式の全部について、当社普通株式を対価とする取得請求権の行使（以下「本取得請求権行使」といいます。）により所有することとなる当社普通株式38,252,710株（議決権数（382,527個））を加算した142,319,262株（議決権数（1,423,192個））の257.64%（議決権における割合257.64%）に相当いたします。そのため、本第三者割当に伴う希薄化率は25%以上になり、また、支配株主の異動を伴うこととなります。したがって、本第三者割当は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第二号様式 記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当に該当します。さらに、下記「1 割当予定先の状況 h. 特定引受人に関する事項」に記載のとおり、本第三者割当によりApollo Global Management, Inc.及びその子会社（以下「アポロ」といいます。）の関係会社が投資助言を行う投資ファンド（以下「アポロ・ファンド」といいます。）が保有する特別目的会社であるLumina Japan Acquisition株式会社（以下「割当予定先」といいます。）は特定引受人に該当することとなります。したがって、本定時株主総会による決議は、会社法第206条の2第4項の定める特定引受人への募集株式の割当てに関する株主総会決議による承認を兼ねるものであります。なお、特定引受人となる割当予定先は本定時株主総会で議決権は有しません。

3 当社は、下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由 (1) 本第三者割当に至る経緯」に記載のとおり、本第三者割当により割当予定先であるLumina Japan Acquisition株式会社（本店所在地：東京都港区虎ノ門二丁目10番4号オークラプレステージタワー、代表者：取締役 田中恒行。）に本新株式（366,666,666株）が割り当てられた後、当社を割当予定先の完全子会社とするため、本株式併合及び本擬似D E S（株式会社三井住友銀行、株式会社日本政策投資銀行、株式会社みずほ銀行、三井住友信託銀行株式会社（以下「本主要金融機関」と総称します。）が、法令等に違反しない方法及び態様により、出資先組合及び割当予定先を通じて当社に1,400億円の金銭を払い込み、当社が同日に割当予定先から払込みを受ける当該資金を用いて本主要金融機関からの借入債務のうち当該払込金額に相当する金額を弁済する取引をいいます。なお、金銭出資に対して発行又は処分する有価証券の種類は現時点で未定です。以下同じ。）を含む一連の取引（以下「本取引」といいます。）を実施する予定であり、本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の処理の方法につきましては、その合計数（会社法第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却によって得られた代金を株主の皆様へ交付いたします。当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項及び4項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該端数の合計数に相当する当社普通株式を買い取ることを予定しております。この場合の売却価格につきましては、上記

裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、本株式併合前に少数株主の皆様が所有する当社普通株式の数に、500円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。

本株式併合の内容については、下記「第3 第三者割当の場合の特記事項」の「7 株式併合等の予定の有無及び内容」をご参照ください。

#### 4 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	366,666,666株	完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1 本有価証券届出書による新規発行株式（以下「本新株式」といいます。）の発行（以下「本第三者割当」といいます。）は、2026年3月24日付の当社取締役会決議によります。
- なお、本第三者割当は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、2026年6月下旬開催予定の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において本第三者割当の実施に必要な議案（本第三者割当の実施に必要な当社の発行可能株式総数の増加のための定款の一部変更に係る議案を含みます。以下「本第三者割当関連議案」といいます。）、及び当社普通株式122,222,222株を1株に併合し当社の株主を割当予定先のみとする株式併合（以下「本株式併合」といいます。）に係る議案及び単元株式数の定め廃止に関する定款の一部変更に係る議案（以下、本第三者割当関連議案と併せて「本定時株主総会付議案」といいます。）が承認されること、並びに本第三者割当の実行について必要とされる各国の競争当局の企業結合に関する届出許可等、各国の関係当局の許認可等が得られることを含む本前提条件（下記「第3 第三者割当の場合の特記事項」の「1 割当予定先の状況」の「c. 割当予定先の選定理由」の「(1) 本第三者割当に至る経緯」の「関連契約の主要な合意事項」の「(ア) 割当予定先との本株式引受契約」に定義します。）が充足されること（又は放棄されていること）を条件としています。
- 2 本第三者割当に伴い発行される本新株式366,666,666株（議決権数3,666,666個）は、2026年2月27日現在の当社の発行済普通株式総数104,066,552株（議決権数1,040,665個）にUDSコーポレート・メザニン3号投資事業有限責任組合及びUDSコーポレート・メザニン4号投資事業有限責任組合（以下「UDSファンド」と総称します。）及びジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第7号投資事業有限責任組合（以下「JISファンド」といいます。）がその保有するA種種類株式の全部について、当社普通株式を対価とする取得請求権の行使（以下「本取得請求権行使」といいます。）により所有することとなる当社普通株式38,252,710株（議決権数（382,527個））を加算した142,319,262株（議決権数（1,423,192個））の257.64%（議決権における割合257.64%）に相当いたします。そのため、本第三者割当に伴う希薄化率は25%以上になり、また、支配株主の異動を伴うこととなります。したがって、本第三者割当は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第二号様式 記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当に該当します。さらに、下記「1 割当予定先の状況 h. 特定引受人に関する事項」に記載のとおり、本第三者割当によりApollo Global Management, Inc.及びその子会社（以下「アポロ」といいます。）の関係会社が投資助言を行う投資ファンド（以下「アポロ・ファンド」といいます。）が保有する特別目的会社であるLumina Japan Acquisition株式会社（以下「割当予定先」といいます。）は特定引受人に該当することとなります。したがって、本定時株主総会による決議は、会社法第206条の2第4項の定める特定引受人への募集株式の割当てに関する株主総会決議による承認を兼ねるものであります。なお、特定引受人となる割当予定先は本定時株主総会で議決権は有しません。
- 3 当社は、下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由 (1) 本第三者割当に至る経緯」に記載のとおり、本第三者割当により割当予定先であるLumina Japan Acquisition株式会社（本店所在地：東京都港区虎ノ門二丁目10番4号オークラブプレステージタワー、代表者：取締役 田中恒行。）に本新株式（366,666,666株）が割り当てられた後、当社を割当予定先の完全子会社とするため、本株式併合及び本擬似D E S（株式会社三井住友銀行、株式会社日本政策投資銀行、株式会社みずほ銀行、三井住友信託銀行株式会社（以下「本主要金融機関」と総称します。））が、法令等に違反しない方法及び態様により、出資先組合及び割当予定先を通じて当社に1,400億円の金銭を払い込み、当社が同日に割当予定先から払込みを受ける当該資金を用いて本主要金融機関からの借入債務のうち当該払込金額に相当する金額を弁済する取引をいいます。なお、金銭出資に対して発行又は処分する有価証券の種類は現時点で未定です。以下同じ。）を含む一連の取引（以下「本取引」といいます。）を実施する予定であり、本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の処理の方法につきましては、その合計数（会社法第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却によって得られた代金を株主の皆様へ交付いたします。当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項及び4項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該端数の合計数に相当する当社普通株式を買い取ることを予定しております。この場合の売却価格につきましては、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、本株式併合前に少数株主の皆様が所有する当社普通株式の数に、500円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。本株式併合の内容については、下記「第3 第三者割当の場合の特記事項」の「7 株式併合等の予定の有無及び内容」をご参照ください。

4 当社は普通株式以外にA種種類株式を発行しております。A種種類株式の内容は以下のとおりであり、特に定めがない点については普通株式と同一の内容です。

(1) 単元株式数

A種種類株式の単元株式数は、1株とする。

(2) A種優先配当金

(ア) 当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日(以下「配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主(以下「A種種類株主」という。)又はA種種類株式の登録株式質権者(A種種類株主と併せて以下「A種種類株主等」という。)に対し、A種種類株式1株につき、下記(イ)に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当によりA種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下「A種優先配当金」という。)を行う。なお、A種優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(イ) A種優先配当金の額は、配当基準日が2018年3月末日以前に終了する事業年度に属する場合、1,000,000円(以下「払込金額相当額」という。)に、4.5%を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日が2018年4月1日以降に開始し2020年3月末日以前に終了する事業年度に属する場合、払込金額相当額に、5.5%を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日が2020年4月1日以降に開始する事業年度に属する場合、払込金額相当額に、6.5%を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該配当基準日が2017年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、2017年3月31日)(同日を含む。)から当該配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数(ただし、当該配当基準日が2017年3月末日に終了する事業年度に属する場合、かかる実日数から1日を減算する。)につき、1年を365日(ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)として日割計算を行うものとする(除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)。ただし、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種優先配当金の合計額を控除した金額とする。

(ウ) 当社は、A種種類株主等に対しては、A種優先配当金及びA種累積未払配当金相当額の額を超えて剰余金の配当を行わない。

(エ) ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当(当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき累積したA種累積未払配当金相当額(以下に定義される。)の配当を除く。)の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額(当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記(イ)に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、上記(イ)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。)に達しないときは、その不足額は、当該事業年度(以下「不足事業年度」という。)の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会(以下「不足事業年度定時株主総会」という。)の翌日(同日を含む。)から累積額がA種種類株主等に対して配当される日(同日を含む。)までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各事業年度において、当該事業年度が2018年3月末日以前に終了する事業年度の場合は年率4.5%の利率で、当該事業年度が2018年4月1日以降に開始し2020年3月末日以前に終了する事業年度の場合は年率5.5%の利率で、当該事業年度が2020年4月1日以降に開始する事業年度の場合は年率6.5%の利率で、1年毎(ただし、1年目は不足事業年度定時株主総会の翌日(同日を含む。)から不足事業年度の翌事業年度の末日(同日を含む。)までとする。)の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日(ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。累積する金額(以下「A種累積未払配当金相当額」という。)については、支払順位に従い、A種種類株主等に対して配当する。

(3) (残余財産の分配)

(ア) 当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、A種種類株式1株につき、払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額及び下記(ウ)に定める日割未払優先配当金額を加えた額(以下「A種残余財産分配額」という。)の金銭を支払う。ただし、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われなものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(イ) A種種類株主等に対しては、上記(ア)に規定するほか、残余財産の分配は行わない。

(ウ) A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記(1)(イ)に従い計算されるA種優

先配当金相当額とする(以下、A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「日割未払優先配当金額」という。)

(4) (議決権)

A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(5) (普通株式を対価とする取得請求権)

(ア) A種種類株主は、2017年4月1日以降いつでも、当社に対して、下記(イ)に定める数の普通株式(以下「請求対象普通株式」という。)の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下「普通株式対価取得請求」という。)ができるものとし、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。

(イ) A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に下記に定める普通株式対価取得プレミアムを乗じて得られる額に普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の数を乗じて得られる額を、下記(ウ)及び(エ)で定める取得価額で除して得られる数とする。また、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

「普通株式対価取得プレミアム」とは、普通株式対価取得請求の効力が生ずる日が以下の ないし 以下のいずれの期間に属するかに応じて、以下の ないし に定める数値をいう。

2017年4月1日から2017年6月30日まで：1.05

2017年7月1日から2018年6月30日まで：1.08

2018年7月1日から2019年6月30日まで：1.15

2019年7月1日から2020年6月30日まで：1.22

2020年7月1日から2021年6月30日まで：1.29

2021年7月1日から2022年6月30日まで：1.36

2022年7月1日以降：1.43

(ウ) 当初取得価額は846.5円とする。

(エ) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

[算式]

$$\text{調整後取得価額} = A \times B \div C$$

A = 調整前取得価額

B = 分割前発行済普通株式数

C = 分割後発行済普通株式数

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。

普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

[算式]

$$\text{調整後取得価額} = A \times B \div C$$

A = 調整前取得価額

B = 併合前発行済普通株式数

C = 併合後発行済普通株式数

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(エ)において同じ。))の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。

なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = A \times (B - C + D \times E \div F) \div (B - C + D)$$

A = 調整前取得価額

B = 発行済普通株式数

C = 当社が保有する普通株式の数

D = 新たに発行する普通株式の数

E = 1株当たり払込金額

F = 普通株式1株当たりの時価

当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本において同じ。)の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。ただし、本による取得価額の調整は、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記 ないし のいずれかに該当する場合には、当社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

その他、発行済普通株式数(ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日(ただし、取得価額を調整すべき事由について株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日)に先立つ連

続する30取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下同じ。)とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが発表されない日は含まないものとする。

(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(6) (金銭を対価とする取得条項)

当社は、2018年4月1日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価償還日」という。)が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の14日前までに書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部(ただし、一部の取得は、1,000株の整数倍の株数に限り、かつ、当該取得後におけるA種種類株主の保有するA種種類株式の合計数が4,000株以上となる場合に限り。)を取得することができる(以下「金銭対価償還」という。)ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、( )A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に下記に定める償還係数を乗じて得られる額並びに( )A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、A種累積未払配当金相当額の計算及び日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

A種種類株式の一部を取得するときは、按分比例その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって、A種種類株主から取得すべきA種種類株式を決定する。

「償還係数」とは、金銭対価償還日が以下の ないし のいずれの期間に属するかの区分に応じて、以下の ないし に定める数値をいう。

2018年4月1日から2018年6月30日まで：1.08

2018年7月1日から2019年6月30日まで：1.15

2019年7月1日から2020年6月30日まで：1.22

2020年7月1日から2021年6月30日まで：1.29

2021年7月1日から2022年6月30日まで：1.36

2022年7月1日以降：1.43

(7) (譲渡制限)

A種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

(8) (自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除)

当社が株主総会の決議によってA種種類株主との合意により当該A種種類株主の有するA種種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。

(9) (株式の併合又は分割、募集株式の割当て等)

(ア) 当社は、A種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。

(イ) 当社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(ウ) 当社は、A種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

## (10) (優先順位)

(ア) A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通株主等」と総称する。)に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が第2順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。

(イ) A種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。

(ウ) 当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

## 5 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

## c. 割当予定先の選定理由

(訂正前)

(前略)

本第三者割当により割当予定先に対して本新株式が割り当てられた場合、割当予定先が有することとなる議決権数は3,666,666個であり、その場合の当社の総議決権数(2026年2月27日現在の当社の発行済普通株式総数(104,066,552株)に係る総議決権数(1,040,665個)にUDSファンド及びJISファンドが本取得請求権の行使により所有することとなる議決権数(382,527個)並びに本第三者割当により新たに発行される普通株式数(366,666,666株)に係る議決権数(3,666,666個)を加算した議決権数(1,423,192個)から2025年12月31日現在の自己株式数(36,139株)に係る議決権(361個)を控除した議決権数(5,089,497個)に対する割合は72.04%となり、割当予定先は、会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に該当いたします。この点に関して、本日開催の取締役会において、当社の監査委員会は、当社の現在の財務状態を含めた今後の見通しを踏まえると、割当予定先に対する本第三者割当によって資本調達を行い、本取引を実行することは、当社の企業価値向上に重要な取引であると考えられ、本第三者割当の払込金額及び本株式併合交付見込金額は、SMBC日興証券及び赤坂国際会計の算定結果に照らしても相当であると認められることから、本取引は、当社にとって必要かつ相当な取引であると認められ、また、会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に該当する割当予定先に対する本第三者割当には合理性が認められる旨の意見を表明しております。なお、取締役会の判断と異なる社外取締役の意見はありません。

(後略)

(訂正後)

(前略)

本第三者割当により割当予定先に対して本新株式が割り当てられた場合、割当予定先が有することとなる議決権数は3,666,666個であり、その場合の当社の総議決権数(2026年2月27日現在の当社の発行済普通株式総数(104,066,552株)に係る総議決権数(1,040,665個)にUDSファンド及びJISファンドが本取得請求権の行使により所有することとなる議決権数(382,527個)並びに本第三者割当により新たに発行される普通株式数(366,666,666株)に係る議決権数(3,666,666個)を加算した議決権数(5,089,858個)から2025年12月31日現在の自己株式数(36,139株)に係る議決権(361個)を控除した議決権数(5,089,497個)に対する割合は72.04%となり、割当予定先は、会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に該当いたします。この点に関して、本日開催の取締役会において、当社の監査委員会は、当社の現在の財務状態を含めた今後の見通しを踏まえると、割当予定先に対する本第三者割当によって資本調達を行い、本取引を実行することは、当社の企業価値向上に重要な取引であると考えられ、本第三者割当の払込金額及び本株式併合交付見込金額は、SMBC日興証券及び赤坂国際会計の算定結果に照らしても相当であると認められることから、本取引は、当社にとって必要かつ相当な取引であると認められ、また、会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に該当する割当予定先に対する本第三者割当には合理性が認められる旨の意見を表明しております。なお、取締役会の判断と異なる社外取締役の意見はありません。

(後略)

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

(訂正前)

(前略)

- a. 2026年6月30日までに本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2026年7月31日とする。
- b. 2026年7月1日以降、2026年7月31日までに本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2026年8月31日とする。
- c. 2026年8月1日以降、2026年8月31日までに本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2026年9月30日とする。
- d. 2026年9月1日以降、2026年9月30日までに本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2026年10月31日とする。
- e. 2026年10月31日までに本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2026年11月30日とする。
- f. 2026年11月1日以降、2026年11月30日までに本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2026年12月31日とする。
- g. 2026年12月1日以降、2026年12月31日までに本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2027年1月29日とする。
- h. 2027年1月1日以降、2027年1月31日までに本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2027年2月26日とする。
- i. 2027年2月1日以降、2027年2月28日までに本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2027年3月31日とする。
- j. 2027年3月1日以降、2027年3月31日までに本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2027年4月30日とする。

(後略)

(訂正後)

(前略)

- a. 2026年6月30日までに本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2026年7月31日とする。
- b. 2026年7月1日以降、2026年7月31日までに本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2026年8月31日とする。
- c. 2026年8月1日以降、2026年8月31日までに本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2026年9月30日とする。
- d. 2026年9月1日以降、2026年9月30日までに本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2026年10月31日とする。
- e. 2026年10月1日以降、2026年10月31日までに本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2026年11月30日とする。
- f. 2026年11月1日以降、2026年11月30日までに本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2026年12月31日とする。
- g. 2026年12月1日以降、2026年12月31日までに本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2027年1月29日とする。
- h. 2027年1月1日以降、2027年1月31日までに本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2027年2月26日とする。
- i. 2027年2月1日以降、2027年2月28日までに本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2027年3月31日とする。
- j. 2027年3月1日以降、2027年3月31日までに本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2027年4月30日とする。

(後略)